

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会
平成29年度 第3回専門部会（就労支援部会）次第

日 時 平成29年12月21日（木）
午後3時30分から
会 場 市役所 2階 中会議室1・2

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

- 1 障がい者の雇用情勢、法定雇用率引き上げ等について
- 2 障害者総合支援法改正（就労定着支援等）の追加情報について
- 3 その他

4 閉 会

平成 29 年 12 月 12 日

【照会先】

職業安定局

雇用開発部 障害者雇用対策課

課 長 中村 裕一郎

主任障害者雇用専門官 新田 峰雄

課 長 補 佐 杉原 慶

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5857、5789

(直通電話) 03-3502-6775

平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 29 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 2.0%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は 49 万 5,795.0 人、対前年 4.5%（2 万 1,421.0 人）増加
- ・実雇用率 1.97%、対前年比 0.05 ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は 50.0%（対前年比 1.2 ポイント上昇）

<公的機関>（同 2.3%、都道府県などの教育委員会は 2.2%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

- ・ 国 : 雇用障害者数 7,593.0 人 (7,436.0 人)、実雇用率 2.50% (2.45%)
- ・ 都道府県 : 雇用障害者数 8,633.0 人 (8,474.0 人)、実雇用率 2.65% (2.61%)
- ・ 市町村 : 雇用障害者数 2 万 6,412.0 人 (2 万 6,139.5 人)、実雇用率 2.44% (2.43%)
- ・ 教育委員会 : 雇用障害者数 1 万 4,644.0 人 (1 万 4,448.5 人)、実雇用率 2.22% (2.18%)

<独立行政法人など>（同 2.3%）※（ ）は前年の値

○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。

- ・雇用障害者数 1 万 276.5 人 (9,927.0 人)、実雇用率 2.40% (2.36%)



千葉労働局発表
平成 29 年 12 月 13 日

千葉労働局職業安定部
職業対策課長 中村 芳明
職業対策課長補佐 山田 匡彦
地方障害者雇用担当官 関 貴之
電話 043-221-4391 (代表)
043-221-4392 (直通)

報道関係者各位

平成 29 年 障害者雇用状況の集計結果

〔 民間企業の雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新 〕

厚生労働省では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、常用雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けられている事業主等から、毎年 6 月 1 日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について、報告を求めています。

千葉労働局では、今般、平成 29 年 6 月 1 日現在における管内の民間企業や公的機関などの同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

ポ イ ン ト

【民間企業】（法定雇用率 2.0%）

- 雇用障害者数は 9,937.5 人、対前年比 660.5 人、7.1%増加（14 年連続で過去最高）
うち精神障害者の雇用数が前年より 226 人、24.1%増加
- 実雇用率は 1.91%、対前年比 0.05 ポイント上昇（6 年連続で過去最高）
- 法定雇用率達成企業の割合は 54.5%、対前年比 3.0 ポイント上昇
うち 100～300 人未満企業の割合は 58.0%、対前年比 4.1 ポイント上昇

【公的機関】（法定雇用率 2.3%、県教育委員会及び一部市町村教育委員会は 2.2%）

- 県機関では、8 機関の全てが法定雇用率を達成
- 市町村機関では、91 機関中 80 機関が法定雇用率を達成

(注) 障害者の数のカウントについては、別紙「法定雇用率とは」（5 ページ）の※を参照してください。

事業主のみなさまへ

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

留意点

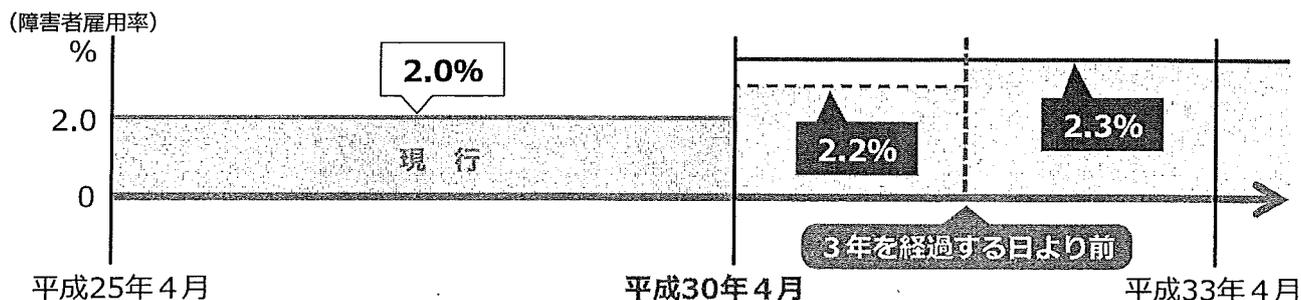
②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290630雇障01

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の 基本的な方向性について

平成29年12月8日
障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

(2) 就労定着支援の報酬・基準の設定【新サービス】

- ① サービス対象者
生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者とする。
- ② 職員配置
就労定着支援員について、常勤換算方法による配置数とし、資格要件は定めないこととする。
- ③ 基本報酬・加算
支援期間（最大3年間）の就労定着率に応じた1月当たりの包括報酬とするとともに、現行の就労移行支援における就労定着支援体制加算は廃止する。
- ④ 指定要件・支援内容
過去3年において平均1人以上、障害者を一般就労に移行させている指定事業者（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）とする。 等

(1) 就労移行支援及び就労継続支援のサービスの質の向上

① 就労移行支援における一般就労移行後の定着実績に応じた基本報酬の設定

就職後6か月以上定着した者の割合に応じた基本報酬にするとともに、一般就労への移行実績が過去2年間に無い場合は、現行よりも高い減算割合とする。

② 就労継続支援A型における平均労働時間に応じた基本報酬の設定

平均労働時間に応じた基本報酬とするとともに、現行の短時間利用減算は廃止する。なお、サービス利用開始時には予見できない事由により短時間労働となってしまった場合は、平均労働時間の計算から除外するなどの配慮を行う。

③ 就労継続支援B型における平均工賃に応じた基本報酬の設定

平均工賃に応じた基本報酬とするとともに、目標工賃達成加算の見直しを行う。なお、重度の利用者等については、平均工賃算出の利用者から除外するなどの配慮を行う。

④ その他サービスの質の向上に資する報酬の改定等

・ 就労移行支援における福祉専門職員配置等加算の対象職種の拡大

福祉専門職員配置等加算において、作業療法士を配置している場合について、新たに評価する。

・ 就労継続支援A型における賃金向上のための指導員を配置した場合の加算の創設

キャリアアップの仕組みを導入することにより、利用者の賃金向上を図るための「賃金向上計画（又は経営改善計画書）」を作成し、当該計画の達成に向けて取り組む指導員を常勤換算で1以上配置等している場合について、新たな加算として評価する。 等

④ 送迎加算の見直し

- ・ 現行の通所系の送迎加算（Ⅰ）・（Ⅱ）については、一定の適正化を図るとともに、生活介護の一定の条件を満たす場合の+14単位/回については、更に評価する。
- ・ 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスについては、障害の程度や公共交通機関の状況等を勘案した上で、自主的な通所が可能と考えられる場合については、送迎加算の対象外とする。
- ・ 同一敷地内の送迎については、一定の適正化を図る。

(5) 就労系・訓練系サービスにおける医療観察法対象者の受け入れの促進

○ 就労系・訓練系サービスにおける医療観察法対象者受け入れ加算の創設

就労系・訓練系サービス事業所が、精神保健福祉士を職員として1名以上配置すること又は病院・他の事業所等との連携により、精神保健福祉士が事業所を訪問して医療観察法対象者を1日2時間以上支援した場合について、新たな加算として評価する。